

第 43 回厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会	参考資料
令和 3 年 1 月 21 日	

地域保健健康増進栄養部会関係規程等

○ 厚生科学審（地域保健健康増進栄養部会）の構成	1
○ 厚生労働省設置法（抄）	2
○ 厚生科学審議会令	3
○ 厚生科学審議会運営規程	6
○ 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則	8

厚生科学審議会組織の構成

厚生科学審議会	
生活衛生適正化分科会	・振興指針に関すること ・標準営業約款の認可に関すること 等
予防接種・ワクチン分科会	・予防接種に追加するワクチンに関すること ・予防接種に関する基本的な計画に関すること 等
予防接種基本方針部会	・予防接種に関する基本的な計画に関すること ・定期接種ワクチンの技術的検討等に関すること 等
研究開発及び生産・流通部会	・開発優先度の高いワクチンに関すること ・ワクチンの研究・開発等に関すること 等
副反応検討部会	・子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の一時差し控えに関すること ・予防接種後副反応報告の評価等に関すること 等
感染症部会	・中東呼吸器症候群(MERS)の感染症法上の取扱い等に関すること ・多剤耐性結核菌の病原体管理規制の対象範囲の見直しに関すること ・感染症法の見直しに関すること
結核部会	・結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規程により審議会の権限に属させられた事項(結核に係る事項に限る。)を処理すること
科学技術部会	・疫学研究、臨床研究倫理指針に関すること ・厚生科学研究費に関すること 等
医療関係者部会	・医療関係職種の種類又は養成所に関すること ・医療関係職種の養成施設の指定又は認定に関すること (※医療関係職種→保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、又は柔道整復師)
疾病対策部会	・難病対策に関すること ・リウマチ・アレルギー対策に関すること ・移植医療対策に関すること 等
地域保健健康増進栄養部会	・地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議を行う。
たばこの健康影響評価専門委員会	・たばこ成分の健康影響に関して、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価を行う。
健康日本21(第二次)推進専門委員会	・「健康日本21(第二次)」の進捗確認や目標の在り方等に関する事項について検討を行う。
健康診査等専門委員会	・公衆衛生的観点から健康診査等の在り方について検討を行う。
歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	・歯科口腔保健を取り巻く現状や課題などを踏まえ、基本的事項策定に必要な作業を行う。
生活環境水道部会	・水質基準等の見直しに関すること 等
生殖補助医療部会	・生殖補助医療の制度整備の具体化のための検討
健康危機管理部会	・原因が明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること 等
再生医療等評価部会	・再生医療等安全性確保法に関すること ・遺伝子治療臨床研究に関すること (平成26年11月以降科学技術部会より移管(調整中)) 等
がん登録部会	・がん登録等の推進に関する法律に基づく政省令、指針等に関すること ・がん登録等の推進に関する法律に基づくがん登録等の情報の提供に関すること 等

厚生労働省設置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 97 号）（抄）

（厚生科学審議会）

第 8 条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項

ロ 公衆衛生に関する重要事項

二 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。

四 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）、臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

厚生科学審議会令（平成12年6月7日政令第283号）

内閣は、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第8条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第1条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（所掌事務）

第1条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第1条の2 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第2条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

第3条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第5条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
予防接種・ワクチン分科会	<p>一 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
生活衛生適正化分科会	<p>一 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。ただし、予防接種・ワクチン分科会に係るものについては厚生労働省健康局健康課において、生活衛生適正化分科会に係るものについては厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

厚生科学審議会運営規程（平成13年1月19日 厚生科学審議会決定）

厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）第10条の規定に基づき、この規程を制定する。

（会議）

第1条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に
関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（審議会の部会の設置）

第2条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会（分科会に置かれる部会を除く。以下、本条から第4条までにおいて同じ。）を設置することができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができる。

（諮問の付議）

第3条 会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

（分科会及び部会の議決）

第4条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

（会議の公開）

第5条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第6条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(分科会の部会の設置等)

第7条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部会を設置することができる。

2 分科会長は、第3条の規定による付議を受けたときは、当該付議事項を前項の部会に付議することができる。

3 第1項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができる。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(委員会の設置)

第8条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員会を設置することができる。

(準用規定)

第9条 第1条、第5条及び第6条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第1条、第5条及び第6条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第1条中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ 会長、分科会長又は部会長が定める。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則

(平成23年10月14日 地域保健健康増進栄養部会決定)

厚生科学審議会運営規程(平成13年1月19日厚生科学審議会決定)第10条の規定に基づき、この細則を制定する。

(委員会の設置)

第1条 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会(以下「部会」という。)に、その定めるところにより、委員会を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者(以下「委員会委員」)により構成する。

(委員長の指名)

第3条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から、部会長が指名する

(会議等)

第4条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員会委員に通知しなければならない。
- 3 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

(会議の公開)

- 第5条 委員会(第7条に規定するものを除く。以下次条において同じ。)の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員会委員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、議事録

の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(部会の定める委員会に係る取扱い)

第7条 部会の定める委員会の会議については、第5条第1項ただし書の趣旨を踏まえ、非公開とすることができる。ただし、委員長は、前条第2項ただし書及び第3項の趣旨を踏まえ、議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(部会の庶務)

第8条 部会の庶務は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、部会又は委員会の運営に必要な事項は、部会長又は委員長が定める。